

第52回国土審議会土地政策分科会企画部会

令和5年5月15日

【国土調査企画官】 お待たせいたしました。間もなく定刻となり、皆様御参集いただきましたので、ただいまから第52回国土審議会土地政策分科会企画部会を開催いたします。

委員の皆様方には、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。私、事務局を務めます国土交通省不動産・建設経済局土地政策課国土調査企画官の米田でございます。しばらくの間、進行を担当いたします。

本日の会議もウェブ会議併用での開催となります。通信トラブル等が、もしございましたら、何とぞ御容赦いただきますよう、お願い申し上げます。何かトラブル等ございましたら、適宜、チャット等で事務局にお知らせするなどいただければと思います。

ウェブで御参加の皆様におかれましては、御発言の際は手挙げ機能を活用いただき、マイクのオン・オフを都度お願いいたします。

また、会議の傍聴を御希望された方もウェブにてお聞きいただいておりますこと、御承知おきください。

議事に先立ちまして、委員に異動がございましたので、御報告させていただきます。

特別委員として参加いただいております井出多加子委員が退任され、新たに明治大学政治経済学部教授の野澤千絵委員に御参加いただくこととなりましたので、御報告いたします。

なお、本日、野澤委員は御欠席ですので、次回の会議の際に改めて御紹介させていただきます。

本日は飯島委員、野澤委員、奥田委員、草間委員、染谷委員、辻委員におかれましては、所用のため欠席の御連絡をいただいております。なお、委員の定足数は満たしておりますことを御報告申し上げます。

省庁側の出席者につきましては、配付しております一覧表をもって紹介に代えさせていただきます。

会議の議事録につきましては、内容について各委員に御確認いただいた後、発言者を含めて公表いたしたいと存じますので、御了解いただきますようお願いいたします。

また、本日の資料につきましては、議事次第に記載のとおりでございます。資料については事前送付または席上配付しておりますほか、画面でも表示いたします。不備等ございましたら、チャット機能にて事務局にお申しつけください。

それでは、これより議事に入ります。以降の議事進行につきましては、部会長の中井委員にお願いしたいと存じます。中井委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【中井部会長】 皆さん、こんにちは。それでは、部会長の中井でございますけれども、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、議事に先立ちまして、前回まで部会長代理を務めていただきました井出委員が退任されましたので、新たに部会長代理を決めたいと思います。部会長代理は、国土審議会令第3条第5項の規定によりまして、部会長が指名することとなっております。したがって、私から指名をさせていただきます。

部会長代理は松尾委員にお願いしたいと思います。松尾委員、よろしいでしょうか。

【松尾委員】 承りました。どうぞよろしくお願いいたします。

【中井部会長】 松尾委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、記事次第に沿って議事を進めてまいります。

本日も土地基本方針の次期改定を見据えた深掘りすべき課題の抽出、調査、検討を行うために、関係省庁からの説明と、お二方の委員からのプレゼンテーションをお願いしております。

まずは民法等一部改正法及び相続土地国庫帰属法の施行状況等につきまして、法務省より御説明をお願いしております。続きまして、所有者不明農地について、農林水産省から、本日は説明をお願いしております。その後、委員の皆様からのプレゼンテーションに移ります。第5回目の今回は、浦川委員、さらに清水委員の順で、それぞれプレゼンテーションをお願いしております。最後に全体を通じて意見交換を行いたいと思いますが、本日、それぞれのプレゼンで質疑応答の時間を少々設けたいと思いますので、その旨、御承知おきをいただければと思います。

それでは、まず資料1につきまして、法務省大臣官房の大谷参事官より御説明をお願いいたします。

【法務省大臣官房参事官】 法務省大臣官房参事官の大谷と申します。資料1に基づいて、御説明をさせていただきます。

所有者不明土地問題につき、土地政策に関しては国土交通省において、民事法制に関し

では法務省において、様々な施策を講じてきているところですが、令和3年に行いました民事基本法制の見直しは、いよいよ一部施行されてきていますので、この機会に御説明をさせていただければと思います。委員の皆様には、既にご存じのことも多いかと思いますが、おさらいということで、お聞きいただければと思います。

まず1ページでございますが、令和3年の改正は2つの法律から成っております。民法改正法と相続土地国庫帰属法ですが、その趣旨は、所有者不明土地等の発生予防、それから利用の円滑化の両面から、総合的に民事基本法制を見直すというものでございました。

大きく分けて、3本柱になっております。不動産登記制度の見直しは発生予防の観点から、土地・建物等の利用に関する民法の見直しは利用の円滑化の観点から、そして、土地を手放すための国庫帰属法は発生予防の観点から、それぞれ立法されたものでございます。まず真ん中の民法の改正は先月1日から施行されておりますし、右側の相続土地国庫帰属制度につきましても、先月27日から施行されているところでございます。

一方で、一番左の不動産登記制度の見直しについては、相続登記の申請義務化は来年の4月1日から施行ということで、後ほど御説明いたしますように、鋭意準備を進めているというところでございます。

資料の2ページを御覧ください。

所有者不明土地の何が問題であったかですが、不動産登記簿を見ても所有者が直ちに判明しない、あるいは判明しても連絡がつかない土地、こういった所有者不明土地は、相続登記の申請は義務でないということや、それから都市部への人口移動や人口減少、高齢化の進展等によって、土地の所有意識が希薄化していくこと、また、遺産分割をしないまま相続が繰り返されますと、土地共有者がどんどん増えていくこと、こういった背景の下に発生したものと理解しております。

その問題点につきましては、民＝民の関係におきましても、所有者の探索に多大な時間と費用が必要になる。どうしても戸籍を調べたり、住民票を調べたりといったことになりまして、現地訪問もしないといけないということになるわけですが、そういった労力が何といっても大変です。また、土地が管理されないで放置されてしまって、周りの迷惑になるということであるとか、共有者の一部でも所在不明になってしまうと、全員同意が必要な意思決定ができなくなるなどといった難しい問題がいろいろあるということで、このまま放置しておきますと、高齢化の進展によって、ますます問題が深刻化していくことが容易に想像されることから、令和3年に民事基本法制の見直しがされたというところ

ろでございます。

資料の３ページを御覧ください。

まず、不動産登記法の改正についてですが、一番大きな課題としてありましたのは相続登記の申請義務化でありました。先ほど申し上げたとおり、不動産登記を見ても、相続人が分からないために、非常に探索に手間がかかってしまうという問題がございます。

①のところでございますけれども、相続登記の申請を義務化いたしました。不動産を取得した相続人に対して、その取得を知った日から３年以内に登記の申請を義務づける。正当な理由なく申請しない場合には１０万円以下の過料の罰則がございます。

米印にありますけれども、非常に重要なところでございますが、施行の前に生じた相続に関しても、これは未登記でしたら義務化の対象になるということでございまして、ずっと前に相続が発生していたとしても、少なくともこの施行後３年以内に相続登記の申請をすることが義務づけられることになります。

また、義務化をするだけでは、なかなか相続登記が進みにくいというところがございますので、環境整備策をパッケージで導入しております。

まず、下段の左ですけれども、登記の手続的な負担の軽減があります。現行法で相続登記をしようとしますと、亡くなった方の生まれてから亡くなるまでの全ての戸籍を取り寄せて、法定相続人が誰で、それぞれの法定相続分が幾つかということを特定しないと登記ができないのですが、それでは実際に登記するのは難しいところがございますので、全く新しい仕組みとして、相続人申告登記を設けました。

これは、相続人が自分が法定相続人の一人であることを申し出て、それを示す最低限の資料をお出しいただければ、それで申請義務が履行したものとみなされるというものでございます。

登記官は、申告登記の申出を受けると、職権で氏名、住所を登記するという形になります。こちらには持分は登記されないということになります。

それから、登記手続の費用負担の軽減については、これは既に施行されておりますけれども、令和４年度の税制改正におきまして、１００万円以下の全国の土地について、相続登記の登録免許税は免税とされておりますし、また、先ほど申し上げました相続人申告登記につきましても、非課税とされています。

そのほか、登記漏れの防止ということで、所有不動産記録証明制度というものを設けています。これは現行法の下では名寄せができないため、亡くなった方がどんな土地を持つ

ていたかが分からず、どうしても登記漏れが起こりやすいという問題がございましたので、特定の者が名義人となっている不動産を一覧として証明書を発行することができるようにしています。これは、令和8年4月までに施行ということになります。

それから、真ん中の段の②にありますけれども、登記名義人が死亡したということが分かれば、その土地が相続人探しをしなければならない土地かどうか分かる。特に事業を行う際に、事業用地の取得作業がどれくらい大変なのかということが、登記名義人が亡くなっているかどうか分かれば、かなり参考になるというところがございます。

新しい仕組みの下では、登記官が、次に申し上げます住基ネットとの情報連携の下で、他の公的機関から死亡の事実を取得いたしまして、それを職権で登記に表示する。符号で表示しますので、何かマークをつけるという方向で考えておりますけれども、それを見れば、この土地の所有者は今亡くなっているということが分かるようになります。これも、令和8年4月までに施行されます。

資料の4ページを御覧ください。

所有者不明土地の発生を予防する方策として、住所変更登記の義務化というものもございます。現行法の下では、住所が変わっていても、その登記は義務づけられておりませんので、所有者の住所が分からなくなるという問題があったわけですが、この問題に対応するために、令和3年の改正では、所有権の登記名義人に対して、住所の変更の日から2年以内に、その変更登記の申請を義務づけることとしました。これも正当な理由がない申請漏れには過料の制裁がございます。5万円以下の過料ということになっています。ここも米印が重要なところですが、施行前に引っ越したということでありまして、未登記であれば、施行後、義務の対象になる。施行日から2年以内の住所変更登記をしていただく必要があるということでございます。

ここにおきましても、義務づけるだけでは、必ずしも実際に登記をされるわけにはいかないということがございますので、他の公的機関から法務局、法務省のほうで情報を取得いたしまして、登記官が職権で変更登記をする新たな方策を導入し、情報連携の仕組みを設けております。

下段になりますけれども、自然人の場合と法人の場合で、この情報連携の仕組みは異なっております。自然人の場合には、法務省の不動産登記システムと、それから総務省の関連団体で所管されております住民基本台帳ネットワークシステムとを情報連携をしておく。登記名義人の方に、登記申請の際に、氏名、住所のほか、生年月日等の検索用の情報をあ

あらかじめ申出をしておいていただき、これを用いて登記官において住基ネットに照会を行います。定期的、悉皆的に照会を行うわけですが、住所に異動が生じているということになりましたら、御本人に、住所が変わっておられるようですが登記は変えないのでしょうかとお聞きして、それで住所変更しているので登記も変更してくださいということでありましたら、職権で変更の登記をするという仕組みになっております。

それから、法人のほうにつきましては、これは不動産登記システムと、それから同じく法務省が所管しております商業法人登記システムとを情報連携させまして、会社法人等番号という、一義的にそれぞれの法人、会社が付される番号がございますが、これを登記事項として追加いたしまして、これを検索キーとします。法務省の中でのシステムの連携ですし、個人情報の問題ありませんので、法人に関しましては、特に御本人に聞くことなく、自動的に変更していくという仕組みを導入しているところでございます。いずれも令和8年4月までに施行ということになっております。

資料の5ページを御覧ください。

発生予防の観点から、もう一つ、大きな仕組みができております。相続土地国庫帰属制度でございます。

土地利用ニーズの低下等によって、相続した土地を手放したいという御要望はかなり大きくございますけれども、相続土地国庫帰属法におきましては、相続または相続人に対する遺贈によって取得した土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されました。こちらは管理コストの国への転嫁、それから、どうせ国に引き受けてもらうんだったら管理しないといったモラルハザードの発生のおそれを考慮いたしまして、一定の要件を設定して、法務大臣が審査を実施する仕組みとなっております。

土地の要件といたしましては、建物があるとか、土壤汚染があるとか、危険な崖がある、こういったものは管理・処分に過大な負担を生じさせるということになりますので、お引受けできないということになるわけですが、一方で、こうした法令に定められた土地に当たらない限りは、どれほど行政的には使用する必要がないとしても、国として引き受ける義務を負う、そういった仕組みになっております。

それから、負担金の要件というのもございます。いかに負担が比較的少ない土地でありましても、土地の管理にはどうしてもコストがかかります。手放す側から見れば、これからずっと永続して生ずるコストから逃れることができる。一方で、国のほうでは、そのコストを引き受けなければならないという構造になっているわけですが、通常売れな

いから、こういった仕組みを使うということになりますので、いったん国庫帰属した土地は、かなり長い間、国のほうで管理をし続ける必要があることが類型的に見込まれます。そこで、10年分に限って、標準的な管理費用を考慮して算出される金額を負担金としてお支払いいただく、そういった形で実質的な公平を実現しようというのが負担金の要件でございます。

具体的には、真ん中の箱のところにございますけれども、基本は面積にかかわらず20万円ですが、市街地の宅地であれば200㎡で約80万円、市街地の農地であれば、1,000㎡で約110万円、森林につきましては3,000㎡で約30万円といった基準を設けています。

手続のイメージでございますけれども、申請権者である相続人の方々には、法務局を窓口として、法務大臣に対して承認の申請をしていただいて、实地調査を経て要件が確認された上で、申請者のほうで負担金をお支払いいただいた時点で国庫に帰属するといった仕組みになっております。

資料の6ページを御覧ください。

民法の見直しは、4月1日から既に施行されております。例えば、所有者が不明な土地・建物は管理不全になりやすいという問題がありますし、また、買いたい人がいても買えないため、その土地・建物が死蔵されてしまうという問題もございます。所有者不明土地・建物の管理に特化した仕組みとしての、この制度を設けまして、4月1日からスタートさせました。既に、官報などを見ておりますと、この所有者不明土地管理人の選任、それから官報公告というものがされているように見受けられます。

利用状況に関する具体的な数字については、これは裁判所の手続でございますので、法務省として現時点で数字を持ち合わせているわけではございませんけれども、既に利用が進められていることが見てとれるところでございます。

そのほか、不明共有者がいても、それ以外の共有者の方々の決定で、共有物の変更という全員同意が必要な行為ができるようになる仕組みでありますとか、不明共有者の持分を、裁判所の関与の下で、他の共有者が取得することができるようにする仕組みなどが導入されているところでございます。

それから、相続制度に関しましては、遺産分割について、10年経過したときには法定相続分で分割するという形にする仕組みでありますとか、ライフラインの設備設置権の規律の整備といった相隣関係の見直しもされておまして、かなり幅広く改正をしたところ

でございます。

最後に、5 ページに戻っていただいて、相続土地国庫帰属制度が創設されて、4 月 2 7 日からスタートしているわけですが、事前に相談を受けるなどしていました。その現状につきまして、三枝補佐官のほうから御説明をさせていただきます。

【法務省民事局民事第二課補佐官】 法務省民事局民事第二課で相続土地国庫帰属制度を担当しております三枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、相続土地国庫帰属制度が、4 月 2 7 日から施行されましたので、その相談の状況ですとか、実際の申請の状況について、この場で御報告をさせていただければと思います。

まず相談になりますが、制度の施行は4 月 2 7 日からですが、この制度は過去に例がない、国が土地を引き取るという新しい制度ということになりますので、本年 2 月 2 2 日から、全国の法務局で相談を受けるという形で体制を整えて相談を実施しております。2 月 2 2 日から、制度が開始される前日の 4 月 2 6 日まで、相談件数は全国で約 3, 9 0 0 件の相談をいただいていたという形になります。これは電話等の概要説明も含めた数字になるのですが、対面での相談は約 1, 5 0 0 件程度でして、実際に法務局に相談者の方がお越しになり、関連書類、登記事項証明書、地図などをお持ちになって相談に対応したということで、結構多い件数というふうに見てとれるかなというふうに思っています。

相談で多いのは、制度の概要ですとか、実際に来庁された方は、自分の持っている土地や親戚の人が持っている土地、こういった土地を引き取れるかどうかというところを具体的に聞かれる方が多かったかなというところです。

相談対応の中で、帰属制度で引き取るのが難しいだろうなというふうに思われた類型としましては、1 つは、土地の境界です。例えば、山林に関し、相続を受けたけれども、土地自体がどこにあるのかを自分としても把握していない、こういう場合には、帰属制度では土地の範囲が明確になっていて、国がどこを管理するのかという情報が必要になりますので、その辺りでちょっと難しいかなというところです。あとは、農地関係で賦課金とか負担金などを支払う必要がある農地は、政令で引き取れない土地という形にしていますので、そういった辺りの相談は、帰属制度での対応は難しいというようなところはあったかと思えます。

相談自体は、制度開始の 4 月 2 7 日以降も継続しておりますが、5 月 1 2 日までの件数は、その約 3, 9 0 0 件にプラスして、1, 5 0 0 件以上相談があったと承知しています。

まだ統計集計中ですので、速報的な数字になりますけれども、制度が始まるときにマスコミ等でかなり取り上げられましたので、そういった影響もあって、相談件数も制度開始後にかかなり多くなっているという状況と思っています。

続きまして、4月27日に始まってからの実際の申請件数ですけれども、4月27日の制度初日は、全国で103件の申請がございました。制度開始を待っていたというような人も、相談をして準備をしていたという人もかなりいたのかなということで、103件という数字でございました。その後、ゴールデンウィーク途中の5月2日までに、全国でトータル160件の申請が出たという形になっています。

先週の件数については、こちらは今、統計集計中ではありますが、全国で50件以上は出ているようですので、トータルで200件から250件ぐらいの申請を受け付けているというような形になっています。法務省のほうでも、申請書類を全部見たわけではないですが、初日に出た申請書類は非常にしっかり作られている印象で、更地の状態で地図や写真も添付されており、書面上は補正の必要は全然ないように見える申請が多かったと思っています。以上、相談件数と申請件数についての御報告となります。

【中井部会長】 どうも御丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、これは割と重たい話題でもありますので、委員の皆さんからの質問を多少お受けしたいと思います。オンラインで参加の皆さんは、手を挙げるボタンを押すのかな。押していただければと思います。

まず、竹中委員から御発言ありそうですね。竹中委員、どうぞ。

【竹中委員】 御説明どうもありがとうございました。

今、見せていただいたシートの5ページ目、相続土地国庫帰属法なんですけれども、土地の要件として、不可である土地というのの中のイの土壤汚染や埋設物がある土地は駄目だということなんですけれども、これ、判断が非常に難しいかなという気がするんですが、これはそれぞれ調査して判断すると、履歴が分かれば駄目だと、分からなければ大丈夫だということなんでしょうか。お願いいたします。

【中井部会長】 法務省さん、いかがでしょうか。

【法務省大臣官房参事官】 ありがとうございます。

今の土壤汚染のところでございますけれども、必ずボーリング調査をしないと土壤汚染がないということが証明できないというわけではございません。地歴、これまでの土地の履歴といいましょうか、どのように使われていたかということを知る限度で申し出てい

ただいて、法務省のほうで、いろいろな情報を勘案して判断するということになりますが、必ずボーリング調査をしないと駄目だという形にはなっていません。地歴上、土壤汚染の疑いがある場合には、改めて精査をしていくといった運用を想定しているものでございます。

【竹中委員】 すいません。土壤汚染対策法だと、表層50センチの土壤での汚染で判断されるみたいなのところがあると思うんですけども、地歴だけで判断するということでしょうか。

【法務省大臣官房参事官】 土壤汚染があるかどうかの一つの判断材料として地歴から判断をしていくということになります。最終的に土壤汚染の疑いがあるということになりましたら、ボーリング調査などをしていただいて、その問題がないということを証明していただく必要があるわけですけども、全件について、ボーリング調査を求めているわけではないというところでございます。

【竹中委員】 ありがとうございます。

【中井部会長】 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。出席されている委員。どうぞ、浦川委員。

【浦川委員】 浦川です。すいません。御説明ありがとうございました。

5ページ目の予防する方策で、この10年分相当の管理費用を負担したら、これが認められて国庫に帰属するということなんですけど、土地の状態は更地でも古屋があつたりしても全くこの10年分の金額というのは変わらないんでしょうか。

【法務省大臣官房参事官】 古家がある場合には、建物がある土地ということになりますので、(1)の土地の要件のアの建物がある土地として、これはお引受けできないことになります。建物を取り壊していただいた上でお引受けするということになります。

【中井部会長】 よろしいですか。

【浦川委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中井部会長】 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。清水委員、どうぞ。

【清水委員】 委員の清水でございます。

相続登記の申請の義務化についてお伺いしたいんですが、この相続登記を申請するという主体なんですけど、自分が相続人だと分かった、それが相続したということを知った人が個人で申請するものだという理解でよろしいんでしょうか。

というのは、相続人申告登記によって相続登記の申請義務が代替手段になるということ

ですので、一体、その差は何なのかというのがよく分からなくて。

要は、この代替手段である相続人申告登記をしないとしたら、何をすれば個人として、相続人全員までは分かってないんだけど、自分は少なくとも相続人であるということが分かった段階で、何をすれば、この正規の相続人申告登記という新設されたものじゃなくても、何をすれば申請をしたということになるんでしょうか。これがちょっと私、昔から、いや、これは相続登記の義務化じゃなくて、あくまで相続登記の申請義務化なんだよというようなことが議論されていたときから、よく言われていたと思うんですけども、この申請なるものって、一体何をすれば申請をしたということになるのかというのがあまり共有できてなくて、私自身もよく分からなかったものですから、すいません、その辺り、ちょっと教えていただければと思います。

【中井部会長】 いかがでしょうか。

【法務省大臣官房参事官】 まず、相続人申告登記のことを考えずに、相続登記を義務化した場合にどのように登記をすることになるかといいますと、相続が起こって複数の法定相続人が土地を相続した場合に、相続登記、いわゆる法定相続分の登記をするためには、先ほど申し上げたとおり、相続人の氏名等が分かってないといけないし、それぞれの法定相続分が分かっていないといけない。そのためには戸籍を全て集めないといけないといったことになるわけでございます。ですので、相続人申告登記がないままで相続登記の申請を義務化いたしますと、法定相続人が、自分が相続人であるということを知り、その相続財産の中に土地があることを知ったときから、この正規の法定相続分による相続登記をしなければいけないことになるわけですが、それではなかなか、先ほど申し上げたように手続的な負担もかなり重いということがございます。

相続人申告登記では、個々の相続人が、今、清水委員がおっしゃったとおり、自分が相続人であることを知っているものの、ほかの相続人のことは知らないということもあり得るわけですが、ほかの相続人探しはしないでいい。自分が法定相続人の一人であるということとを申し述べて、自分が法定相続人の一人であるということが分かる最低限の戸籍なりをお出しいただくことになります。相続人申告登記というのは、所有権が移転しましたということを表す登記ではなく、法定相続人の一人がこの人だということを付記登記という形で登記をするものでございますので、その申告をした方のお名前と住所だけが登記簿上表れ、持分は登記されないという仕組みでございます。

【清水委員】 どうもありがとうございます。

【中井部会長】 よろしいですか。

【清水委員】 はい。

【中井部会長】 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

どなたが手を挙げられているのかな。谷山委員、どうぞ。

【谷山委員】 委員の谷山です。

1点だけ、簡単な質問ですが、先ほどこれは制度始まってから非常に相談件数が多いというお話があったかと思います。件数が多いとのことですが、実際、それを面積にしたら、どれぐらいのボリューム感で申請が来ているのかなというのが気になりました。結構、皆さん、小さい土地で件数が多いのか、エリアとして非常に面積が大きなものを持ってきているのか、この辺は、どんな感じになっているかについて教えていただけますでしょうか。

【中井部会長】 分かりますか。

【法務省民事局民事第二課補佐官】 お答えいたします。

全ての申請の地積を見ているわけではないので、断言はできませんが、私が一部の申請書類を見た限りでは、一番広くて数百㎡でして、1,000㎡とか1万㎡とか、そういった大きな土地の申請が来たという感じは、今のところはないものと思っています。数十㎡から数百㎡の宅地とか田とか畑が申請の中心かなという気がしております。

【中井部会長】 いかがですか、谷山委員。

【谷山委員】 ありがとうございます。

【中井部会長】 よろしいですか。はい。

今の話だと、割と小さめのところが多いということは、恐らく市街地に近い辺りだったりということなんですよ。

【法務省民事局民事第二課補佐官】 そうですね。ただ、やっぱり都市部というよりは、地方の山の方とかだと思います。例えば埼玉県内の土地の申請では、南埼玉郡などさいたま市や川口市とはちょっと離れたようなところが多いかなという感じがいたします。

【中井部会長】 ありがとうございます。何かイメージが少しつかめてきますね。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、一応、質問も出尽くしているようですので、この件、ここまでにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続いて、資料2につきまして、農林水産省経営局農地政策課の渡辺農地流動化調整官より御説明をお願いいたします。

【農林水産省経営局農地政策課農地流動化調整官】 今、御紹介にあずかりました渡辺といいます。よろしくお願いいたします。私のほうから、資料2、所有者不明農地についてということで、御説明したいと思います。

最初に2ページのほうからお願いできますでしょうか。2ページ、所有者不明農地の現状ということになります。これ、私どもが調べたものになりますけれども、左側、所有者不明農地の実態ということで、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地というのが52万ヘクタール、所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地というのも50.9万ヘクタール、合わせて約102.9万ヘクタールあるということになっております。この全体、農地全体435万ヘクタールのうち、23%、約2割ぐらいが所有者不明農地ということになっています。

そのうち遊休農地、実際に耕作されていないような土地というのは5.8万ヘクタール、所有者不明農地の約6%ということになっています。それらの土地というのは、親戚なり、そういった方々、地域の方々とか、そういった方が耕作しているんじゃないかということで、最終的に所有者不明農地で遊休農地だというのは5.8万ヘクタールというような状況になっております。

1ページに戻っていただいて、今、私ども農林水産省で取り組んでいる施策になりますけれども、地域計画の法定化ということになります。

農業者、基幹的農業従事者というのは、2010年で平均年齢66.2歳で205万人ぐらいいたんですけれども、10年後、2020年には平均年齢が67.8歳になって、136万人ということで、この10年で69万人減っているということになっております。このままでは農家人口が減少ということで、地域農業とか農地の担い手確保が難しくなっていくということがありますので、こういったことを含めて、これまで人・農地プランというのを取り組んできたわけですが、人・農地プランを法定化して、地域計画ということで、今年の4月1日から施行し取り組んでいるところです。

具体的にどういったものかといいますと、下にありますが、地域の農業の将来の在り方を、まず話し合ってください。農業者とか農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区、農業関係者が話し合ってください。地域、ある程度の区域ごとに将来の在り方を検討していただく。今後、どのような農業を行っていくというのを検討していただいて、それを市町村が取りまとめて公表する。それに基づいて市町村が地域計画を公表します。地域計画は、将来の、今、農業の在り方、農用地の効率的な総合的な利用に関する目標。

例えば、無農薬野菜に取り組むとか、スマート農業に取り組むとか、そういったものを目標としていただく。

あと、これがちょっと重要なところなんですけれども、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めるということで、これ、目標地図と言っていますけれども、10年後を見据えて、一つ一つの農地について、誰が今後担っていく地域で話し合ってもらって、それをある程度決めていくということもしたいというふうに思っております。最終的には、この目標地図に従って、農地バンクが借り受けて、担い手に貸し付けていくということをやっていききたいというふうに思っております。そういった取組をもって、所有者不明農地、遊休農地も含めて、今後、地域で、どのように、誰に担ってもらおうかというのを決めてもらいますので、その中で所有者不明農地とか遊休農地も解消していく

次に、3ページになります。3ページは所有者不明農地制度の見直しということで、これはこれまで所有者不明農地については、担い手とか相続人の方から申出があった場合に、地元の農業委員会が相続人を探索して、最終的には公示して、所有者の名のりがない場合には、農地バンクが都道府県知事に、この農地について権利の裁定、公告をして、農地バンクが借り受けるという制度があります。これについて、最終的には農地バンクが借り受けて、担い手に貸し付けて、転貸していくということになってるんですけれども、これについて、これまであったものについて、公示期間について迅速化を図るということで、6か月から2か月、あと利用権の設定期間、これは安定した農業経営ができるようにということで、20年から40年に引き延ばすということ、今年の4月1日から改正したということで行っております。これで先ほどの地域計画と、この所有者不明制度の組合せで、所有者不明農地について適正な利用を図っていききたいというふうに思っております。

この制度の活用実績ですけれども、4ページになります。これまでのところ、公示実績として、全国で633件、213.6ヘクタールで、貸付実績は253件、108.9ヘクタールということで、公示と貸付の実績があるということになっております。

資料は以上になるんですけれども、これまでに活用事例ということで、口頭になってしまえますけれども、御紹介させていただきますと、担い手が借りていた農地ですね。いわゆる貸借によって借りている農地の地主さんが死亡して相続放棄されたということで、契約更新ができない事例について農業委員会に相談があったということで、農業委員会が相続人を探索した結果、家庭裁判所のほうに相続放棄されているということが分かって、農地法に基づく所有者不明の公示を行いまして、誰も名のり出ないということから、知事の

裁定によって農地バンクが借り受けて、担い手に改めて貸し付けて、契約の更新みたいな形になったということで、所有者不明農地が荒廃化しなくて済んだという事例。

あと、もう一つが、先ほど言いましたように、地域の担い手がないようなところで集落営農に取り組もうという話があったときに、集落営農、いわゆる地域の農地の中に、所有者が死亡して遊休農地になっていたという土地があったということで、それをどうするかということで、地元で農業委員会が探索して、最終的には、誰も手を挙げなかったということで、機構が借り受けて、その地域の全てを機構が借り受けて、その中に、さっき言いました遊休農地、所有者不明農地もあるんですけれども、それも全て引き受け、農地バンクが借り受けて、最終的には、知事の裁定を受けて、農地バンクが借り受けて、地域の農業者の集落営農に貸し付けて解消したというような事例もあります。そういったことで、今、活用されているという状況になっております。

私のほうからは以上になります。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、こちらも質問を少しは受けられるかと思います。いかがでしょうか。委員の皆さんから、もし御発言あれば、お願いしたいと思います。

杉山委員でしょうか。お願いします。

【杉山委員】 杉山でございます。

所有者不明農地の実態の表で、所有者不明農地の合計102.9万haのうち遊休農地は5.8万ha、6%しかないということですが、これは相続が起きた際に、一部相続人は分かっている一方、残りの一部相続人が不明であるような場合に、分かっている相続人が耕作をしていると理解すればよろしいでしょうか。全く関係ない人間が勝手に耕作している訳ではないと思いますが、そこが疑問に思いましたので、教えていただければと思います。

【中井部会長】 いかがでしょうか。

【農林水産省経営局農地政策課農地流動化調整官】 ありがとうございます。

そこまで詳しくは調べていないんですけれども、多分、相続されているんですけれども登記がされていないということで、多分、息子さんが耕作しているという状況もあるでしょうし、親戚の方がやられているということもあります。全然知らない人がやっているということは、農地法の権利の関係から、多分ないというふうに思います。

【中井部会長】 よろしいですか。

【杉山委員】 ありがとうございました。

【中井部会長】 それでは、続いて、吉原委員、お願いします。

【吉原委員】 詳細な御説明をありがとうございます。3点、基本的なところを教えてくださいいただければと思います。

まず、4ページの活用実績の表の公示実績と貸付実績という、赤い枠で囲ってあるところで、公示面積に対して貸付面積が少なくなっていますが、公示をしたが貸付に至らなかった理由というものがお分かりでしたら教えていただければと思います。

それから、2つ目として、先ほどの法務省の御説明と関連して、このたび相続登記の申請が義務化されたわけですが、農水省としては、農地における相続登記未了の解消に向けて、農業委員会への周知を図るとか、何か御予定されているかどうか教えていただきたいというのが2点目です。

それから、3点目は、同じく法務省の御説明にありました相続土地国庫帰属制度との関連で、農地については農地バンクを活用して貸付をするという方法も既にあるわけですが、農業従事者にとって、農地バンクに貸付をするということと、それから相続土地国庫帰属制度を活用して完全に手放すということ、この大きく2つの選択肢があるときに、それぞれどのようなメリットがあるのか、判断に迷ったときには、どのように考えればいいのかといった点を、農水省としては、どのように整理されているか教えていただければと思います。

以上です。

【中井部会長】 ありがとうございます。3点、順によろしいでしょうか。

【農林水産省経営局農地政策課農地流動化調整官】 ありがとうございます。

まず1点目ですね。4ページの公示実績と貸付実績、この差なんですけれども、実質的には手続中のものも含まれています。あと、実際に公示したら所有者が出てきたとか、貸付段階になったら、バンクのほうで、この農地は借りても担い手がないといったことで、実際に貸付に至らなかったというものがあります。そういったものが、その差になっております。

あと、相続登記未了の解消ですね。農水省として何かということでもありますけれども、今、法務省さんから説明ありました。これについては私どもも積極的に農業委員会のほうに周知しているところですので、一緒に取り組んでいると言って構わないというふうに思います。

あと、国庫帰属の関係ですね。基本的に地域計画については、市街化区域以外について

取り組むことになっておりますので、基本的にある程度優良農地とか、一般的に耕作されている農地については、地域計画の中で地域で話し合っただけを決めていくということになります。

それ以外の土地で地域計画に入っていないようなものについては国庫帰属なりということになっていくのかなというふうに、私どものほうでは思っております。

以上でよろしかったでしょうか。

【中井部会長】 よろしいでしょうか。

【吉原委員】 すみません。最後の地域計画の中に含まれた農地については、基本的には手放したいというときには農地バンクを活用することが推奨されるという整理になりますでしょうか。

【農林水産省経営局農地政策課農地流動化調整官】 はい。そのとおりになります。

【吉原委員】 ありがとうございます。

【中井部会長】 ありがとうございました。

先ほど田村委員が挙げられていたのかなと思うんですけども、いかがですか。

【田村委員】 すいません。ありがとうございます。

今の農地の問題、それから登記の問題もそうなんですけど、未来については、すごく希望が持てるような、いろんな改正が進んでいくと認識したんですけど、過去のものについて、何か目標とかを定められて取り組んでいかれるような目標値みたいなものが決まっているようであれば、教えていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

【中井部会長】 いかがでしょうか。これは法務省さんも関連するのかな。

【法務省大臣官房参事官】 法務省でございます。先ほどの資料の中で、時間の関係で御説明をしておりますでしたけれども、資料の7ページを御覧ください。

相続登記の申請義務化は、来年の4月1日から始まり、今おっしゃったとおり、過去の相続に関しても適用のあるものがございますけれども、上から2段目にありますように、申請の認知度がなかなか上がってきていないというところがございます。3割程度しか知らないといった調査結果も出ております。この認知度の向上が、今後の喫緊の課題だと思っております。

現時点において、いつまでに、どの程度ということの数値目標として持っているわけはございませんけれども、先ほど農水省さんからもございましたし、国交省さんとも関係

しておりますけれども、相続登記の申請義務化を含む新しい民事基本法につきましては、関係省庁が連携して、また民間の方、それから地方公共団体の方の皆さんに御協力いただいて、総力を挙げて広報を進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

例えば、漫画も作っております、これも法務省のホームページをまた御覧いただければと思いますけれども、できる限り分かりやすく、改正の全体像が分かるような工夫もしたりしています。引き続き関係省庁が連携して、この周知・広報に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

田村委員、よろしいですか。

【田村委員】 結構でございます。ありがとうございます。

【中井部会長】 ほかにはいかがでしょうか。実出席のお二方はよろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。これで事務局といいますか、役所側からの御発表は、ここまでとさせていただければと思います。また後ほど何かございましたら、戻っていただければと思います。

それでは、続きまして、どちらが本題というわけでもないんですけれども、今日のメインイベントの委員のプレゼンテーションに移りたいと思います。

まず初めに、資料3につきまして、浦川委員をお願いをしておりますので、よろしくお願いをいたします。

大丈夫ですか。では、準備も整いましたので、よろしくお願いいたします。

【浦川委員】 それでは、浦川より、公民連携による地域における民間建築物の防災拠点化及び防災協定の促進という形で発表させていただきます。

主に我々が開発を進めております物流センターと各地元の地方自治体様との防災協定を、今、全国でスタートさせていただいております。物流センターというのは立地が交通の要衝にある、プラス市街地に、最近、展開する場合も非常に多くなってきていると。そして面積が非常に大きくて、人や物資の収容力が非常に高い。それから最近では、構造的に免震構造を採用しているということもありまして、避難するにしても、被害を最小限で抑えることができる、こういった特色がございます。

特に最近、地震も非常に頻発しておりますが、水害も毎年のように、今、各地で起きております。そういった意味では、実際に避難に使われたりという例も出てきておりますので、その辺も含めまして御説明をさせていただければというふうに思います。

この防災協定を結ばせていただいている我々の物流センター、これはD P Lシリーズ、ディープ・プロジェクト・ロジスティクス略でございますが、一つの特色として、複数のテナントさんに御利用いただいているマルチテナント型の物流センター、多くは都市型は多層階で、ランプウェイで自走で車で上がってくることができるという形、地方の場合は平屋、2階建ても多いんですが、都市部では、こういった物流センターが多いという形で、複数のテナントさんにお使いいただいて、共有部、ユーティリティーですね。後ほど御説明いたしますトイレやレストラン、それから休憩スペース、こういったものが複数のテナントさんに共同で御利用していただける特徴がございますので、避難をされた方も、実際、お使いいただくに当たっては、非常に使い勝手がいいという形で、このマルチテナント型ではない、オーダーメイド型、企業1社さん、100%のオーダーメイド型の物流センター、これをビルト・ツー・スーツを略しまして、B T S型の物流センターと呼んでおるんですが、こういった場合は1社の専用センターになっていますので、なかなか民間の方を受け入れるのに適していない構造というかつくりになっているため、基本的には特別な事情がない限りは、このマルチテナント型の物流センターを非常時に開放させていただく、もしくは物資の集積、仕分場所に使っていただくというような形で考えております。

このページの下のところにも免震ピットがございますが、それ以外にも、こういったかまどベンチですとか、非常用のトイレ、こういったものもこの倉庫の中に収容してございますので、実際、そういった災害時に、これを組み立てて利用するということができるようになっております。

こういった形で、各地元の市町村さんと防災協定を結ばせていただくことが多いんですが、神奈川県は県と7棟ですね。7か所のD P L。新横浜や伊勢原、平塚、小田原、こういったところで7棟まとめて県と防災協定を結ばせていただきました。そのほかは、ほとんど地元の市町村さんと1棟ずつという形での防災協定となっております。

特徴的なものを1つ挙げますと、右の行からいきますと、熊本に近い鳥栖とか、流山につきましては、この横に江戸川が流れておりまして、堤防が決壊すると約2メートル水没するという形で、この中に、後ほど御説明させていただきますが、防災グッズも用意させていただいております。

それから、花巻につきましては、東日本大震災のときに仙台空港と仙台港が被害を受けましたので、全国からの東北地区への災害物資が花巻空港に届いたと。ところが、空港から物資の保管、それから仕分する場所がなくて非常に困ったと。しかも、なおかつ物資も

衣類とか、タオルとか、ティッシュとか、同じものがたくさん来てしまって、そのほかに仕分が非常に大変だったということを伺っております。そういったことから、この防災協定は、実際に地元の方が避難していただくという避難施設としての協定と、それから災害時における物資の集積協力及び仕分協力、この2つが協定の主な内容となっています。特に南海トラフは30年以内に来る確率も7割から8割あるという形で、かなり各自治体さん、こういった協定には非常に敏感に、積極的にお考えをいただいております。

これが、ある物流センターの内部なんですけど、これは流山ですね。これ、中の全部で4棟、約30万坪あります。大きなものは、この流山Ⅳというものは、約9万8,000坪、10万坪ございますので、テナントさんの御協力、満杯であっても、寄せていけば、1%空きをつくれば、そこでもう1,000坪のスペースが生まれますので、そういった倉庫の庫内のテナント様にも御協力を災害時にはいただく。

それと、先ほどのランプウェイの、特に好例は戸塚なんですけれども、中車路形式を取っております。両側にトラックバースで物流センターという形なんですけど、風雨をしのげる形が取れますので、物流センターの内側に入らなくても、車路もいろんな物資の保管、仕分、それから一時避難に使えるという形になります。当然、ランプウェイですので、通常のトラック、物資だけでなく、避難する方の老人の方、お体の不自由な方も車で避難することができるという特色がございます。

こういった形で、これ、DPL流山Ⅳの左からラウンジ、コンビニ、1階にはレストランがございます。それから共有部、トイレ、それから防災の備蓄品ですね。それも我々のほうで約1,500食分を用意させていただいております。それから、日常の、特にテナントさんに参加していただく防災訓練、こういったものもやらせていただいております。

それと、地域の皆様と、ふだんからお使いいただけるような形で、レストランやラウンジは一般の市民の方も御利用いただける形に、ふだんからなっておりますので、いざというときにも、災害時にも勝手が全く知らないところではないというような形で、ふだんからお使いいただき、慣れ親しんでいただけるという形で、これ、大和ハウスプロパティマネジメントという会社が管理をさせていただいております。大和ハウスプロパティマネジメント主催のエコ・ワークショップとか、庫内の見学、それからこういった出張授業、ワークショップ、こんなものもやらせていただいております。

これが実際、台風19号のときですね。もう4、5年前になるでしょうか、多摩川が決壊、一部したときです。

このときに我々DPL国立府中という案件があったんですが、地元の自治会の方から、その多摩川の水位が危ないという形で、一時避難させてほしいという申出がございまして、これは訓練ではございません。実際のリアルで、当日、車で避難していただいて、車だけ置いて戻られた方、それから実際、ここで避難生活を送られた方、1日だけでございましてけれども、こういった形で、実際、使われた例もございます。こういった災害、当然ないほうがいいわけなんですけれども、やはりいざというときに近くにあつてよかったなど、どちらかという物流センターのほうは非常にトラックが出入りして、人もあまり雇用も生まない、どちらかという、やや嫌悪施設的な見られ方が今まで多かったんですが、これからの物流センターとして、地域に開かれて、そしてあつてよかったと言われるような備えをしていくということが、我々民間でも非常に必要になっているのではないかなというふうに考えております。

特に東日本大震災以降、ほぼ、もう8割から9割、下手すると10割近く、免震倉庫に切り替わっていった業種がございまして。これはBTS型と言われる専用センターが多いんですが、医薬品ですね。やはり災害時、けがをした云々というよりは、持病の病気の、例えば、血圧の薬ですとか、透析ですとか、そういったものに必要な物資が届かないで大変な思いをされたということを、各製薬会社、薬の間屋さん、小売さんから聞かれておりますので、業種業態によって、こういった震災に対する備えが、今、非常に広まってきているのではないかなというふうに感じております。

これは実際の訓練でございまして、DPL広島ですね。震度6強想定、防災の日を前に訓練という形で、震度6が発生してから3日後に国からの支援物資が運ばれてきたという想定で物資を仕分けて市内の避難所へ送る訓練が行われたという形で、実際の訓練が行われました。実際、物資が何日後に届くか、これはそのときそのときで事情は異なると思うんですけれども、ふだんからこういった備えをする。特に被災された自治体さんに物資が集中して集まる。それも必要なものであったり、過分なものであったりする。その仕分が非常に大変だという形で、この、恐らく広島。4万坪ぐらいの物流センターなんです、3万坪、4万坪、5万坪の物流センターとなると、テナントさんが1社ということは、まずありません。3、4社、5社、6社になってきます。この中には必ず物流会社さんが、恐らく入ってくれています。物流会社さんがいないマルチテナント型というのは非常に少ない。そういった意味では、通常のテナントさん、それから入っていただいている物流会社さんに災害時の輸送、それから物資の仕分、こういったものの協力を要請するということ

も非常に我々の大事な責務だと思っております。こういった形で、我々の物流センター、通常の物流機能だけではなく、災害時のそういった避難、もしくは物資の蓄積、集積、仕分、こういった拠点として活用できるように、我々としても、今後も積極的に各自治体様に働きかけながら、防災拠点の整備、これを進めさせていただきたいというふうに思います。

簡単ではございますが、説明は以上となります。御清聴どうもありがとうございました。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ここで委員への質問を若干お受けできるかなと思いますが、いかがでしょうか、委員の皆さん。

瀬田委員が挙がっていますね。瀬田委員、お願いします。

【瀬田委員】 東京大学の瀬田です。よろしくお願いいたします。

公共施設の研究しているんですが、公共施設が統廃合されつつある中で、御社のような民間企業による地域の防災対応というの、非常に意義深いというふうに考えております。

御発表では、発災時に住民も利用することが想定されている取組だというふうに理解しております、それを前提に1つ質問なんですけれども、地域住民の共用施設の利用というのは、御説明にあった6ページですと、主にイベントを中心に行われているように見受けられましたけれども、公共施設のように、ふだん行って何かできると。有料でも無料でもいいんですけれども、そういう施設、あるいはサービスというのはあるのでしょうか。あるとすれば、少し、どんなサービスか伺えればと思っていて、もしないとすれば、そうしたサービスを提供することの難しさなどを伺えればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【浦川委員】 分かりました。

基本的には、一定規模以上の物流センター、大体3万坪以上でしょうか、のレストランを開放させていただいております。例えば、4ページ目の右から2つ目の流山ですね。6ページ目の写真でありますように、これ、レストランが、施設での食堂でランチとありますけれども、これはふだんから一般の方に開放していますので、ふだんからレストランとして使用していただくことが可能となっています。

それから、左。4ページ目の左の行の下から2つ目の神奈川県7か所、このうちの戸塚や平塚、新横浜、ここも、特に戸塚等は、横にあります柏尾川から遊歩道をつくりまして、一般の方が利用しやすいようなカフェ、レストラン、こういったものを展開しており

まして、ふだんからなじんでお使いいただけると、かわいがっていただくと、そして有事には、勝手に全く分からないところに行くのではなくて、ふだんから使っている施設に行くというような、なじみやすさというんでしょうか、というものを醸し出せるようなことを、今、考えております。

以上となります。

【瀬田委員】 ありがとうございました。大変よく分かりました。

【中井部会長】 ありがとうございました。

それでは、続いて田村委員、お願いいたします。

【田村委員】 田村でございます。素晴らしい取組で、非常に感銘を受けましたというところです。

まず、よろしければ、会社がこういった社会貢献に大きく打って出ようとされたのは、どのような経緯なんだろうかとこのところを一つ知りたくて。というのは、どちらかというと、こういった会社がたくさん増えていくことが理想かというふうに思っているんですけど、それに対して、こういうことがこうなっていけば、こういうことが社会として広がっていくんじゃないかというような観点で、御自身の会社のことを少しコメントいただければなというふうに思っているところなんですけれども、いかがでしょうか。

あと、行政との連携の中で、課題って、こうだったらいいよねと思われたことですか、そういったこともあれば、教えていただければと思います。

以上です。

【浦川委員】 分かりました。ありがとうございます。

まず、物流センターという存在が、地域の住民の方にとって、あまり、そんなにありがたいものではなかったと。やや嫌悪施設という表現をさせていただいたんですが、どちらかというと排気ガスをまき散らして、それから交通の事故の要因じゃないですけども、になりかねないという形で、近くにあっても何の役にも立たないどころか、本当はないほうがいいんじゃないのかなというのが正直なところ、昔の物流センターのイメージだと思います。そういった意味では、その中の働いている方の従業員の福利厚生だけでなく、当然、福利厚生をアップさせて、快適な雇用条件を生むと同時に、地域の方に使っていただく。

例えば、この中の半数近くには、我々もちょっと出資させていただいている株式会社マスキエアという民間の事業所内保育所も一部設けたりしております。これはパートのお

母様方のお子様方を預かり、一つ屋根の下でお子様を預かる。そして、お母さんに安心してパートで働いていただく。例えば、お昼を一緒に食べるとか、具合が悪くなったら、すぐ連れて帰るとかということが可能となってきます。そういった意味では、流山のパートさんの募集で、約10名を募集したところ、90名ぐらいの応募があったと。これはやはりお子様を預けられる。これも非常にリーズナブルな時間当たりの金額でお預かりすると、その分を我々が共益費やテナントさんにも一部負担していただくと、こういったこともしながら地元の待機児童を少しでも減らしながら、女性の社会進出のお手伝いをすると、こういったことも防災機能だけでなく、地域に必要な機能じゃないかなという形で展開をさせていただいています。

そういった意味では、こういった物流センターが存在することによって、働く場であったり、お子さんを預からせていただく場であったり、いざというときには、そういった防災施設として御利用いただいたりという形で、我々としても積極的に今後も展開していきたいなというふうに思っておりますし、これ、弊社だけでなく、業界全体でこういった取組をしていこう、物流センターのポテンシャル、物流業界のポテンシャルを上げていこうと、こういう形で全体の、今ウェーブとなってきましたので、今後も業界全体の取組として取り組んでいきたいなというふうに思います。

2つ目の御質問であった、自治体さんとの取決めの中で困ったことという御指摘なんです、そんなに大きくはないんですが、ただ、例えば、5ページ目の災害備品を1,500食分、用意させていただいているんですが、賞味期限が来るんですね。そうすると、またこれを3年後、4年後に入れ替えなきゃいけないと。この負担はかなり、続けていかなければいけませんので、その辺を今後どうしていくかというのは、我々であり、自治体さんでも御協力いただきながら、維持・存続させていくための課題に今後も取り組んでいきたいなというふうに思います。

以上となります。

【田村委員】 ありがとうございます。ぜひとも、こういった事業所で、こういった貢献をされる場所のいろんなノウハウがお分かりになると思うんですね。空間をいろいろ分けられたり、あと実際に人々がいらっしゃったときも、いろいろと従業員の皆さん、対応されていたりするかというふうに思うんですけど、そういったものを、ぜひ、事実ベースで、災害ごとでも結構ですので、今後とも発信していただけると、大変ありがたいかなと思います。

ありがとうございました。以上です。

【浦川委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中井部会長】 では、谷山委員、お願いします。

【谷山委員】 ありがとうございます。

私もこの取り組みには非常に感銘を受けました。実際、私も物流センターの見学に行くと、とても綺麗なレストランやカフェがあり、最近是非常に驚くことが多いです。

そこで1点、質問があります。特に物流センター、物流拠点の立地特性という面で考えると、恐らくインターチェンジ周辺に、大和ハウスさんの施設だけではなく、多分、色々な物流センターさんが集中して立地しているかと思います。その場合、自治体さんとの連携という中では、センター間、拠点間での役割分担はどのようになっているのでしょうか。自治体との何らかの協定を、もし多くの物流センターが結んでいた場合、どのようにすみ分けや役割分担というのをされているのかについてお聞かせ願えると、大変助かります。

以上です。

【浦川委員】 分かりました。

他社さんも、こういった取組をしています。その役割分担、連携ですね。例えば、流山なんかですと、我々が4棟、それからもう1社さんが10棟近くやっています。両社とも流山市とも防災協定を結んでいます。そういった意味では、明確な役割分担というのはないんですが、お互い、どここのところを融通し合うか。基本的には各棟ごとに入れられるような形になるんですが、恐らく一番御自宅から近いところに避難されてくるのかなと。そういった場合には、じゃあ、この地区の方は、このDPL流山のA棟にとか、B棟にとか、そういったエリア分けというんですか、そういったものを原則、今後、市と協議していてもいいのかなというふうに思います。まだ、その辺、我々も整備していかなくちゃいけないかなというふうに考えているところです。

以上です。ありがとうございます。

【谷山委員】 ありがとうございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

事務局のほうの皆さんで、もし。

【土地政策課長】 事務局から失礼いたします。どうもありがとうございます。

先ほど谷山先生から、センター間の分担、連携のお話がありましたけれども、自治体と

防災協定を結ばれるときの、自治体と施設の管理運営者、それから各テナント同士の役割分担をお聞かせいただければと思います。

というのは、私はてっきり備蓄物資は自治体が提供しているのかなと思ったんですけど、大和さんのほうで御用意されているということで、ちょっとそこが意外だったということもありまして、そうした物資の費用ですとか、あとは実際に災害が起きたときのオペレーションだとか、人をどう出すかみたいな問題がいろいろあるかと思いますので、その協定上の分担についてお聞かせいただければと思います。

【浦川委員】 基本的には、開放して自主利用をいただくと。その災害時にですね。それと、当然、我々の大和ハウスプロパティマネジメントという管理会社の人間が駆けつけるということもございますが、基本的には自主避難、自主利用いただけると。現地で、当然、我々のグループ会社の社員が、その辺の適正な管理をさせていただくというような形になると思います。

【土地政策課長】 自治体は、その協定の中で、どういう役割を果たすのでしょうか。

【浦川委員】 特に物資の集積ですね。それから仕分。このところで御協力くださいねという形の協定が多いような気がします。

実際、災害が発生したら、いろんなケースが考えられると思うんですけども、相当現場が混乱すると思いますので、その辺の物資の集積、誘導、仕分には職員の方が応援に来ていただけるという形にもなっておりますし、我々も管理運営会社を通じてお手伝いをするというような共同作業になっていくのかなと。

ただ、これは災害の規模とかエリアによって、どれだけ我々がカバーできるのかというのは想定しにくいんですが、極力、そんな形で自治体の職員の方と協力しながら、そういった運営に当たりたいというふうに思います。

【土地政策課長】 どうもありがとうございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、時間の関係もございまして、次の発表のほうに移らせていただければと思います。

続いては、本日は清水委員に御発表をお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【清水委員】 委員の清水でございます。私からのプレゼンですけども、御案内のとおりですが、土地政策に関する広報・情報提供における各省連携についてというテーマで

話をさせていただきます。

先ほど所有者不明土地問題等の関連法制における関係省庁連携しての周知・広報の重要性、御指摘ございました。私の問題意識は、今日のプレゼンに関する問題意識というのは、それと全く同様のことでございます。

土地政策は、どのような政策も大なり小なりですけれども、国交省だけでなく、他省が所管する法制度とも深く関係していると。そのため、各政策に関するウェブサイト等での国民への広報や情報提供についても、関係各省が連携し、政策の意義や課題、関連する法制度、システムの全体像を分かりやすく示していく努力が必要なんだろうというふうに思います。

しかし、現状では、関係各省が連携・協力してウェブサイト等を作成し、広報や情報提供している例というのは、まだまだ少ないように思います。このことについて、私がふだん使っている、また、大学の講義でも使わせていただいている2つのウェブサイト、これを事例として、少し問題提起をしたいというふうに思います。

取り上げるウェブサイトは、この2つでございます。まず、土地の価格、地価情報の公開、これを行っている国交省の土地情報総合システム、もう一つは地籍調査、国土調査法に基づく地籍調査全般について広報・情報提供を目的とした国交省の地籍調査ウェブサイトでございます。両方とも大変よくできたサイトで、内容も充実しているもので、素晴らしいというふうに思っております。今日は、この2つのサイトを、各省連携という観点から見てみようということであるというふうに御理解ください。

まず1、土地情報総合システムでございます。

御案内のとおり、公開されている地価の情報は、不動産取引価格の中の土地取引価格、あるいは地価公示法に基づく地価公示価格、通称、いわゆる公示地価、また、国土利用計画法施行令に基づく都道府県地価調査による価格、いわゆる基準地価でございます。これら国交省所管の制度によって整備されている、この地価情報が公開されているという、こういうサイトでございます。

ただ、御案内のとおり、土地というのは一物五価、あるいは公示地価と基準地価を一緒にして一物四価と言われるように、これらだけが地価ではないわけです。具体的には、相続税法に基づいて国税庁が評価・鑑定する相続税路線価、いわゆる路線価がございますし、また、地方税法に基づいて市町村が鑑定評価する固定資産税路線価というものもあるわけがございます。国交省以外の省が所管する制度によって、整備、公開されている地価情報も

あるんだということは大変重要な事実であります。

公示地価、あるいは基準地価は、公開されると、もうマスコミで大きく取り上げられて、毎年の風物詩的な報道というのになされるわけですが、例えば、それ以外でも、路線価についても、相続税路線価、毎年1月1日時点での評価で、7月に公表されておりますが、これは昨年の例でございますけれども、大変大きく新聞紙上等でも取り上げられているというようなものでございます。

また、この相続税路線価でございますけれども、御存じかと思いますが、国税庁のホームページで路線価図・評価倍率表。評価倍率表というのは、路線価が評価されていない地域での対応の仕方ですが、通常としては路線価図ですね。こういうようなものを用いて、路線価、相続税路線価、公開されています。ごくごくシンプルなGISを用いた情報公開だというふうに理解をいただければいいかなと思います。各路線ごと、路線価がこういう形で分かりやすく公開されているというようなものでございます。これは毎年、当然、更新されていくわけでございます。

さて、ここで御紹介したいのは、大変興味深い他のシステムでございます。一般財団法人の資産評価システム研究センターが開発・公開している全国地価マップというシステムがございます。ここに書かれているように、固定資産税路線価と相続税路線価と地価公示価格と都道府県地価調査価格、基準地価、この4つが公開されているものでございます。固定資産税路線価が最初に登場して、次、相続税路線価というふうになっているように、幾分、主たるデータの扱い方が違って、この資産評価システム研究センターというのは、想像つかれると思いますが、現在はこういう法人、何々省系と言ってはいけないのかも分かりませんが、従来の言い方すると総務省系の法人でございます。このセンターが固定資産税路線価、相続税路線価、そして地価公示価格と基準地価を公開しているというものです。

これですと、例えば、固定資産税路線価という、こういうような格好で、場所は申し上げませんが、先ほどの相続税路線価マップと同様に、こういうような形で路線ごと、数字が公開されていると。また、同じ地域の固定資産税評価額にプラス、相続税路線価も右側に出して比べることができる。

御存じかと思いますが、相続税路線価というのは、今、地価公示価格の大体8割程度をめどに評価しろというようなことがされています。一方、固定資産税路線価というのは、7割近くをめどにということとされています。その知識があると、なるほど、数字が若干

違うのは、そういう理由だなということが想像ついたりするわけですが、そういうようなことから、私、大学の授業の中でも、こういうものを使ったりしているわけでございます。

私が申し上げたいのは、今ここを出している全国地価マップの背景図、これ、G I Sの背景図でございますけれども、これと、先ほど国税庁が使っているG I Sの背景図、違うデータなんですね。これは国交省の土地総合情報システムの中での不動産取引価格情報検索の中で使われている背景図、これに合わせて、これにオーバーレイする形で地価公示価格とか基準地価が公開されているんですけれども、ここでも使われているものが、データが違うということです。もっと大事なのは、土地総合情報システムでは、取引価格と公示地価、基準地価が主役として公開されていて、全国地価マップは、公示地価、基準地価もありますが、相続税路線価、固定資産税路線価が公開されている。

これらの大変すばらしい、両方ともシステムでございます。これらの叡智とか、持っているデータだとかをうまく連携すると、国民に対して、我が国の地価情報は、今どういう形で整備されていて、どういうふう公開されていて、どういう問題があるのか、いい意味でどういう課題があるのか、そういうことをきちっと国民の皆様に問う絶好のシステムが出来上がるんだなというふうに、いつも私は思っているわけでございます。そういう点で、1点、問題提起ということです。

2番目は、地籍調査W e bシステムでございます。これも本当にすばらしいサイトですね。御存じかと思いますが、地籍整備における各省連携というのは、都市再生本部、総理大臣が本部長でございますけれども、その平成15年の第10回会合で、民活と各省連携による地籍整備の推進という方針を打ち出した。これによって大きく各省連携が進んだわけでございます。その代表的な例というのが、国交省（市町村）と法務省（法務局）の連携でありました。そういう観点から、この国交省の地籍調査W e bシステムを少し見てみようというのが、ここからのテーマでございます。

まず、ここにいろんなメニューがあって、地籍調査の概要とか実施状況、国の推進施策、関連法令云々という形で、分かりやすく情報提供されています。

まずは地籍調査の概要というところをちょっと見ますと、こういう形で公図のような古いものが、ちゃんとした地籍図に生まれ変わるんだよというようなものが書かれているわけです。それに加え、地籍調査の成果は登記所にも送付され、登記簿の記載事項が、適宜ということですが、修正され、登記所に備え付けられている地図が更新されること、そう

いうことがきちっと記載されております。

また、この右側のメニューなんかを見ますと、登記所備付地図の現状というようなコーナーがあって、ここに入ると、ここでは登記所に備え付けられている図面の、まだ半分程度は、いわゆる公図なんだというような問題がきちっと指摘されているわけですが、この登記所備付地図とは一体何なのかとか、要は不動産登記法の14条との関係とか、そういうようなこととか、あと登記所、法務局が独自にこの登記所備付地図作成作業を実施しているんだということには言及がない。要は連携作業でやっているんだよと、役割分担でやっているんだよというようなことが紹介がないというのは、ちょっと物足りないところかなというふうに思います。

ただ、全然ないわけじゃなくて、この地籍調査Webサイトのホームページ、フロントページのずっと下にスクロールしていくと、最後に法務省の関連サイトの御案内というのがある、ここに登記所備付地図作成作業についてはこちらという形で誘導してくださっているんですね。ここから入ると法務省のサイトに行きます。法務省の登記所備付地図作成事業。これは作業と呼んだり事業と呼んだりするのは、ちょっと私にとっては混乱なんですけれども、国交省は作業という言葉を使うし、私もずっと作業という言葉を使ってきましたが、最近、法務省は事業という言葉を使うようになっているようでございます。

このサイト、大変シンプルなんです、重要事項がきちっと網羅されていて分かりやすいんですね。

例えば、ここにユーチューブで登記所備付地図作成作業、ここは法務省なのに作業と、こう言っているわけなんですけれども、登記所備付地図作成作業の実施についてということで、18分弱の、大変分かりやすく見応えのあるサイトでございます。これ、みんなに、多くの人に見ていただきたいサイトというかユーチューブ動画でございますが、残念ながら、この中で国土調査法に基づいて地籍調査というのなされているんだということについては言及は全くありませんということで、ちょっとこの辺りも物足りないなと思います。前後してしまいましたが、登記所備付地図作成事業の概要というところがありまして、ここに入ると、1枚のパワーポイントで作った資料ですが、大変重要なことが書かれています。

まず、整備の現状ということで、登記所備付の図面ってたくさんあるんだけど、その中で正規の登記所備付地図、いわゆる14条1項地図は約58%だよということで、その内訳が書いてあるんですね。これを見ると、国土調査による地籍図というのは全体の74%。一方、法務局が作成している地図というのは約3万枚で1%にも満たないということです。

ただ、そのパーセントは低いけれども、実は大変重要なことをしているんだよということが、この役割分担、左側のところに書かれていて、法務省が行う、法務局が行う地図作成事業というのは、主に都市部におけるD I D地区の地図混乱地域、要は調査が大変重要だけど非常に難しい地域、ここを法務局は担っているんだよ、調査が簡単だとは言いませんけれども、それ以外のところを、これは地籍調査というのが分担しているんだよということで、まさにこの表のタイトルは役割分担でございますけれども、こういうことで、このシステムが成り立っているんだということを、きちっと書かれている。

ただ、これは私にある程度の背景知識があるんで、こういうふうな物の見方をするわけですけども、通常の国民の方が見たら、そういう理解はしなくて、何のこっちゃと思って終わってしまうんじゃないかなというところが危惧されていて、もうちょっと、この辺もうまく表現する方法があるんじゃないかなと思います。

この法務省の登記所備付地図作成事業のサイトをずっと下に行くと、関連サイトの御案内ということで、ちゃんと国交省の地籍調査Webサイトの紹介がトップに出てきて、こういう形でキャッチボールができていうことで、大変すばらしい例、連携になっていると思いますが、もうちょっと工夫して、コンテンツなんかも共有すると、かなり国民にとって分かりやすい、充実したものになるんじゃないかなというふうに思っております。

今日は、とにかく提案がなく、問題意識を事例とともに提示したということで、それだけでも、土地政策というのは、やはり国交省だけで成り立っているわけではないわけですから、各政策に関するウェブサイト等なるべく可能な限り、関係各省が連携して広報・情報提供していくべきだろうということで、そっち方面の努力というのを怠ってはいけないんじゃないでしょうかという問題提起でございます。

以上でございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからの御質問や、あるいはコメントでも結構です。お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

いかがですか。

少し皆さん考えられているのであれば、私が質問というか、問いかけなんですけど、これ、やっぱりそれぞれの省庁と言えいいんですかね、に、それまでの経緯だとか、いきさつだとか、あるいはもともとどういういきさつでデータが作られたかっていう、そういうことがあって、必ずしもそれをすべからく統一する必要もないような気もするんですけど

ど、何が違って、何はどこで役に立つみたいな話は、私は国民的にはしておきたい気はするんですよね。そういう共通の、国民にとって、ここの場面ではこれが役に立つし、あっちの場面ではあっちのデータが役に立つということを、それこそ統合的に表してもらえようところが、簡単に言うとポータルサイトかなと思うんですけども、それを作ろうと努力されているのは、何となく気持ちとしてはよく分かるんですけども、多分、清水先生だと、もう一つ、もう一踏ん張り連携してほしいというような御意向かなと思って聞いていたんですけど、そういうことでよろしいのでしょうか。あるいは、もう少しガラガラポンしないと駄目だよということなのか、その辺、いかがなんでしょう。

【清水委員】 どうもありがとうございます。

先生言われるとおりでございまして、それぞれ背景があって、データを作る時期も違いますし、そのときの利用可能な資源も違うわけです。ですから、当初、とにかく国民の皆様に分かりやすく、ネットを通して情報提供するにはどうしたらいいかというところから入るというのは、これは何の問題もなく、むしろそれが自然なんだろうと思います。

それがあある時期に来たときに、さあ、作り替える、更新するよといったときに、一体何が情報として足りないんだろうと。場合によっては、どこか違うところも作ってらっしゃるかも分からないから、協力して、どうせなら協力して作り替えてみませんかというような格好でやっていく。それもちょっとしんどいときには、まずはやっぱりポータルサイトというのが必要で、先ほどの地価の話というのは、多くの国民の人が、一物五価という言葉、一物四価という言葉をよくの方、知ってますでしょうというような表現で、つい話してしまいましたけれども、普通の人は知らないですよね。普通の人は知らない。ただ、知っている人は知っていて、例えば公示地価が発表されると、3月に発表されますが、大きくテレビ、新聞が取り上げます。基準地価というのは7月ですね。7月1日で評価されて、9月頃ですね。このときも大きく取り上げる。その真ん中の頃がちょうど相続税路線価で、これが特にテーマ上、路線価ということもあるのかも分からないけど、各全国紙の地方版で、すごく大きく取り上げられるようなことが多いですね。

固定資産税というのは3年に1回評価替えですので、そう毎回取り上げられるわけじゃないんですけども、それが取り上げられると、新聞記事を書かれている記者の方もあまりよく分からず書いてらっしゃる場合も多くて、これ、相続税路線価と固定資産税路線価、完全に勘違いして書かれているなんていうような記事があったりもするわけです。ただ、こういう状況がある国というのは、やはり残念なわけです。将来に向けて、地価を全部、

一物五価を統合しろと言っているんじゃないで、それぞれ役回りがあるわけだからあるわけですから、ただ、それをオブラートに包んで、ずっと言わないでおくというのではなくて、きちっと言って、それぞれ所管が違って、こういうデータをこうやって苦労して作っていますと、だからこういうサイトで、ぜひ御覧くださいと、参考にしてくださいというようなことをきちっと広報するべきだし、GISを作り替えるなんていうときは、やはり国土地理院と連携して、何かベースになるものは、やはり共通のものを使用しようじゃないかというようなことでやっていくというような、そういうような姿勢が大事なのかなという気がしております。

今日、ちょっと時間の関係で申し上げなかったですけども、やはり地籍整備というのは、課税制度の正確性とか公平性という観点から重要性を言うというのは大変重要なことなんですけれども、どうも、この話もオブラートに包まれてしまうことが多くて、ホームページでも、「まんが地籍調査」という大変優れた漫画があります。公開されています。その中では税金の話が登場する。ただ、一方の国交省のホームページでも取り上げられている、もし地籍調査をしていないと、こんな困ったことがありますよという看板の中に入ると、税金のことは一切触れていないんですね。

こういうことでは、やはり残念なんですね。ですから、本当に包み隠さず、今の姿を開示していく。その上で、我々は何をやっている、将来どういうふうにしていくんだということを伝えるのが、やはり国のホームページじゃないかなという気がしてまして、一朝一夕に全部いくわけないというのは重々分かった上で申し上げているんですけども、そういうような私の思いでございます。

長くなってすいません。

【中井部会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【情報活用推進課長】 ありがとうございます。国土交通省の情報活用推進課の奥田でございます。

私の課で、この場でも3月にも発表させていただきました新しいウェブGISによる情報提供システム、「土地・不動産情報ライブラリ」の構築を進めておりますので、その関係で、一、二点、御説明させていただきたいと思います。

「土地・不動産情報ライブラリ」は、令和6年度の運用開始を目指して構築作業を進めているところですけども、まさに不動産に関わるあらゆる方々が、今、必要な情報にア

クセスしようとしても、いろんなところに散らばっているという状況を改善して、情報の取得コストを下げたり、不動産取引の場面での情報の非対称性の解消を進めたりといった目的で考えているものです。そこに載せる情報として、先生から御指摘ありました取引価格情報、それから地価の情報というところはもとより、それに加えて防災の関係ですとか、地域の施設の関係ですとか、そういう情報をいろいろ重ねて、分かりやすく、地図上で、どなたでも見られるようにということで進めているところです。

地価の関係につきましては、先生御指摘のありました取引価格、それから公示地価、基準地価につきましては、令和6年度の運用当初からカバーをする予定で今考えております。

取引価格に関しましては、今、「土地情報総合システム」で公開されています、国交省でアンケートにより集めている取引価格に加えて、「レインズ・マーケット・インフォメーション」という別のサイトで公開されている情報についても一緒のサイトで見られるように、改善を考えているというところでございます。

一方で、路線価につきましては、いろいろ検討する中で、不動産の関係の方々にもニーズをお聞きすると、「やっぱり路線価もあったほうがいいね」、「一緒に見られたらいいね」というお声もいただいたところではあったのですけれども、こちらのほうで必要となる全国的に重ねられるようなウェブGISデータというところで、ちょっとすぐに利用が難しいかなという状況でしたので、引き続き関係の省庁とは御相談をしてみたいと思っておりますが、すぐ令和6年度というわけにはいかないかもしれないのですけれども、載せ方というところについては検討していきたいと思っております。

また、一方で、先生も御指摘のように、情報がいろいろあって、その違いを分かってらっしゃる方というのは、一般の中でどれぐらいいらっしゃるかということや、「土地・不動産情報ライブラリ」は、スマホでも見られるようなものを考えていますので、「あまり情報が多過ぎても、結構混乱してしまう。」というようなお話もいただいたりということもあって、情報を載せるにはやっぱり解説も必要だろうけどどれぐらい解説をしたほうがいいのかとか、かえって分かりにくくなるのではないとか、そういったことも含めて、よく検討してみたいと思います。ありがとうございます。

【清水委員】 ありがとうございます。ですから、路線価については、こういうサイトがありますよという紹介があるだけでも、もう全然違って、そういう形で連携していく。キャッチボールをするという、さっきの国交省さんと法務省さんのような、ホームページの中のキャッチボールですね。ああいうので、私はもうかなりのところはいけるんじゃない

いかなと。ただ、そこで疑問符が出ないような表現の仕方とかいうのを工夫すればいいのかなと思うんですけど。

【情報活用推進課長】 ありがとうございます。その点も含めまして、検討させていただきます。

【中井部会長】 では、続いて谷山委員、どうぞ。

【谷山委員】 ありがとうございます。私も広報や情報提供については、非常に重要な論点だと思っています。この件に関してはコメントになりますが、現状提供されている情報や広報というのは、先ほど清水委員もご指摘の通り、人間にとって分かりやすい内容を提供していくことが、まずは必要最低限求められるところだと思います。そして最近であれば、人間だけではなく機械にとって分かりやすい情報も求められてきています。いわゆる人工知能や機械学習の進化を踏まえると、人間に対してももちろん分かりやすさが必要なのですが、機械にとって分かりやすい情報提供についても、今後の中長期的な広報や情報提供を考える上では、そのような視点も考えていく必要があるのではないかと考えています。今、私のようなシンクタンク業界においても、人間にとって分かりやすい情報提供はもちろん重要なのですが、マシンリーダブルな情報提供というのも同じぐらい非常に重要性が高まってきています。そのような観点についても、今後の省庁間の連携による情報提供においては、1つの論点として考えておいてもいいのかなと思いました。

以上、コメントになります。

【中井部会長】 ありがとうございます。

吉原委員も手が挙がっていますので、どうぞ。

【吉原委員】 ありがとうございます。

清水先生、大変重要な御指摘をありがとうございました。今、国交省の御担当の方から土地情報ライブラリが進展しつつあるというお話を伺って、大変心強く思ったところです。

今日の清水先生の話は、みんな思っているんだけど、どこから手をつけていいか分からない問題でもあったと思っています。

地籍調査や複数の地価のことは、様々な経緯があって今のような形になっており、それぞれ業界団体もあります。その方々の発想や日常業務も全く違う中で、各所管省庁があり、結果として、こういうウェブサイトのつくりになっているのだらうと思います。

そこで、ウェブサイトを見直すということは、すなわち、実際どのようにこうした仕組みが動いているのか、どのような発想になっているのかというところを整理するところが

必要なのだろうと思っております。そう考えますと、ウェブサイト을單に作り替えればいいという話ではなく、先生もおっしゃっていたように、各省庁の連携をしていかなければ、今後の様々な問題は対応できないというところで、こういう国のウェブサイトの在り方というの、どこかでフラットな目で見直してみることが重要であると思いました。

現在、各省庁のウェブサイトを見ても、どのようなインデックスで、どのような階層になっているかというの、本当に様々でして、国民の目から見て、1つの課題に対して共通する事項を抽出しようとしても、専門知識がないとたどり着けないということも、先生のお話のようなことをはじめとしてあるわけです。これはすぐに解決できる問題ではありませんが、今後、政策課題が複雑化していく中で省庁が連携していかなければならないことを考えると、今日のような御指摘をしっかりと、直接的な表現ではないにしろ、今後の基本方針の見直しで、何かインプリケーションを盛り込んでいくことは大切であると感じたところです。ありがとうございました。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

最後、少しコメント返して、清水先生、2、3分、時間差し上げますので、どうぞ。

【清水委員】 どうもありがとうございます。

問題提起ということで、あえて、さも現在ある国交省さんのシステムに、まだまだ不備があって、連携も足りないというようなふうに誤解をされた面もあったかも分かりませんが、私が問題提起したかったことは、本当に連携の重要さですね。連携して情報を提供していくことの重要さで、ただ、連携するなら、ある程度腹を割って連携していかないと、かえって難しくなってしまうと。

先ほどの地籍という点で、法務省さんが作られているサイトというのは非常に分かりやすいんです。ただ、それ、ある程度、背景の知識のある者にとっては非常に分かりやすく、役割分担って言葉、ここで使っているのと、これはやはり相互のいい意味のリスpektがあつての役割分担というのがあるということですね。ただ、国民の皆さんは、本当にそれが分かるだろうかと考えたときに、この辺りをもっとアピールしていくと、各省連携して、この難しい問題に対峙しているという国の今の姿がもうちょっと見えてくるし、それに対して御理解をいただくということにもなってくるのかなという気がします。

その前に、やはり今、何が問題なのかということ、きちっと、本当に複雑な経緯があつて今ができているわけですから、それが何が問題があつて、もし、制度上、解決できるようなことがあれば、それは当然、取り組む必要があるんだろうと思うんですね。それは

本当に、先ほど吉原先生が言われたとおりかなというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは大体時間にもなってきましたので、本日の議論はこれぐらいにさせていただければと思います。意見交換は以上ということにさせていただければと思います。

本日予定されております議事は以上ですので、ここで進行を事務局にお返しいたします。

【国土調査企画官】 中井部会長、ありがとうございました。

御発表いただいた委員の皆様におかれましては、時間を割いた上での御準備の上、貴重な御提言、情報提供を賜り感謝申し上げます。また、ほかの委員の皆様におかれましても、長時間にわたる御審議をいただき、ありがとうございました。

次回の企画部会でございますけれども、日程調整させていただいて、御案内させていただいているかと思っておりますけれども、6月16日金曜日の14時から開催する予定でございます。議事等を含め、詳細につきましては、追って連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の企画部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —